

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 木 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,765 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,841 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (21年4月1日現在)

大 木 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 26,863 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	8 %	0 人	8 %
大木町	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
大木町	0 %	0~18 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績(20年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病手当	従事した職員	伝染病に関する業務	日額 3,000円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	行旅死亡人に関する業務	日額 3,000円
火葬従事手当	従事した職員	火葬に関する業務	1体 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	7,137 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	71.4 千円
支給実績(19年度決算)	7,670 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	75 千円

(6) その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	扶養配偶者13,500円、扶養親族2人まで6,000円(非扶養配偶者の場合は1人6,500円、配偶者がいない場合は1人11,000円)、3人目からは1人につき5,000円、特定期間の加算1人5,000円	同じ		13,676 千円	227,933 円
住居手当(持ち家)	持ち家 2,500円		国は新築又は購入後5年間のみ2,500円		
住居手当(借家)	ア 月額23,000円以下の家賃の場合は家賃の月額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃場合は、月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	異なる	国は最低支給限度額が12,000円	6,740 千円	110,491 円
通勤手当(交通用具利用者)	通勤距離20km以上11,300円を最高支給額として、通勤距離区分を7段階に区分して支給	異なる	国は通勤距離60km以上24,500円を最高支給限度として13段階に区分		
通勤手当(交通機関利用者)	交通機関等の場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額	同じ		2,701 千円	39,144 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員課長等 10%	異なる	国は俸給の特別調整額として給料の10%から25%を支給	5,044 千円	458,545 円